

2024年8月5日

青森県知事 宮下宗一郎 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
代表 浅石 紘 爾

むつ中間貯蔵施設の

安全協定締結をしないことを求める要請と質問

私たち「核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団」は、脱原発・核燃料サイクル施設の廃止を求めて、裁判闘争・市民運動を行なっている反核団体である。

1. 50年後の搬出先がない

むつ中間貯蔵施設について、貴職は安全協定締結の環境が整ったとして、8月9日の調印を表明した。同時に使用済燃料の再処理が見込めない場合の対応について、東京電力と日本原子力発電も加えた5者で覚書を交わすという。

しかし、具体的な搬出先は明記されていないため、本施設が使用済燃料(核のゴミ)の最終処分地になるという懸念を、多くの県民が持っている。

再処理工場は、着工から31年経過していて、原子力規制委員会の審査が長期化し、設工認の審査も順調に進んでいないことを考えれば、竣工の先行きは全く不透明である。

私たち原告団の懸念は、高レベル廃液のガラス固化技術を日本原燃が持っているかどうかである。日本原燃のガラス固化技術は東海再処理工場に学んでいる。同工場には約370m³の高レベル廃液が残っているのに、ガラス固化は順調に行われず、2028年度末の完了時期を10年先延ばし、2038年度末とした。

東海再処理工場の技術を受け継いだ日本原燃のガラス固化が、果たして順調に進むか大いに疑問である。これが順調に進まないと、使用済燃料のせん断開始に進めない。

このように、六ヶ所再処理事業が順調に進まない現状に照らし、むつ中間貯蔵施設で受け入れてから50年後に、どこに使用済燃料を搬出する計画なのか、県民から疑問の声が出るのは当然である。

経産大臣は県民の不安に対し、「六ヶ所村の再処理工場に持って行く場合もあるし、その時に動いてる再処理工場」と回答している。

貴職は、経産大臣から六ヶ所再処理工場にも搬入可能と言われたことで、環境が整ったと述べ、事態が進展しているかのように捉えているが、再処理工場の竣工遅れの事態を踏まえれば、果たして、搬出時に再処理工場が動いてるかは極めて疑問である。

2. 中間貯蔵は永久貯蔵のはじまり

また、これまで全量再処理としてきた国の方針も、高速増殖炉原型炉もんじゅの廃止、プルサーマルの停滞でプルトニウム利用は進まず、再処理事業の先行きは見通せない。

このような状況で、むつ中間貯蔵施設が稼働を開始すれば、将来再処理が破綻した場合、結局使用済燃料は青森県に半永久的に置き去りにされてしまう。県民の生命と財産を守る

べき貴職は、このような事態を避ける責務があり、核燃料サイクル事業が円滑に実施できない状況下で、安全協定締結及び使用済燃料の搬入をすべきではない。

貴職はむつ市長時代に、使用済燃料を受け入れれば核燃税が入ってくるとして、それをむつ市民にどのように配分するかを、市民と相談したことがあった。しかし、核燃税の減少が明らかとなり、恩恵は少なくなった。

核廃棄物にすぎるとは、まずは安全な状態で六ヶ所再処理工場が動くかどうか、事故があった場合の県民救済対策を万全なものにしていくことを検討すべきである。

3. 保証なき賠償責任体制

安全協定(案)では、本施設に起因して住民に被害を与えた場合の責任は、丙(リサイクル燃料貯蔵株式会社)と定められ、使用済燃料の発生源である電力会社は除かれている。これでは十分な被害補償は困難である。両電力会社も協定当事者に加えるべきである。貯蔵期限を徒過した場合の制裁金を科して、搬出履行の担保とすべきであるが、協定にはその配慮が欠けている。

4. 次世代に選択肢を残せ

今から 50 年後といえ、私たちは次の世代にバトンタッチしている。そういう意味において、今後負担を押し付けられる若い人たちが議論して、立地の是非を決定する選択肢を残しておくべきである。今の世代である私たちが、全てを決めてしまい、後世に禍根を残す大きな誤りを犯してはならない。

5. 結語

よって私たちは、貴職に対して、むつ中間貯蔵施設受け入れの安全協定締結の中止を強く求めるものである。

以下の質問に、文書での回答をお願いします。

1. 六ヶ所再処理工場における高レベルガラス固化実施の可能性については多くの疑問が持たれています。予定通りにガラス固化が出来ず、六ヶ所再処理工場の稼働が不可能もしくは著しく困難になった場合には、本施設への搬入を中止すべきと考えますが、貴職の見解を求めます。
2. 六ヶ所再処理工場の使用済燃料貯蔵プールは、ほぼ満杯状態です。絶えず 3000t プールが満杯状態で維持されるとすれば、中間貯蔵開始から 50 年までの間に 3000t を持ち出すことは不可能となります。その場合、六ヶ所再処理工場の貯蔵プール増設する計画があるのですか。

連絡先：核燃サイクル阻止 1 万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城 9-19-9 浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

メール 1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp